

大 個 審 第 1 8 号
(答 申 第 5 5 号)
平成 1 6 年 3 月 5 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 1 6 年 3 月 3 日付け医福第 2 3 4 4 - 2 号で諮問のありました原子爆弾被爆者の個人情報に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項 7 号に規定する目的外利用・提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記により、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 既に死亡している被爆者の実子である被爆二世に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき大阪府が管理している被爆者に関する個人情報のうち、当該被爆者たる実親の被爆地等被爆情報を提供することは、被爆者二世本人の健康管理に資するという目的を有し、公益上の必要性は認められる。
- 2 ただし、本件事務において、被爆二世本人に対し、その実親である被爆者の個人情報を提供するに当たっては、本人確認等申請者の資格審査を厳格に行うなど、個人情報保護が十分図られるよう留意すること。